

防火管理についての解説

高松市北消防署 予防係

電話 087-861-1551

1. 防火管理者について

消防法第8条の規定により、一定基準以上の建物の管理権原者(所有者、管理者、賃借人など)は、管理・監督的な地位にある者の中から、防火管理の推進責任者である防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、消防署長に届け出なければなりません。防火管理者を選任しなければならない建物は、建物の規模、使用状況により「甲種防火対象物」と「乙種防火対象物」に分けられます。(表1参照)

防火管理者となるには、一般的には「防火管理講習」を受講して、資格を取得する必要があります。講習は2日間講習の「甲種防火管理講習」と1日講習の「乙種防火管理講習」があります。「甲種防火対象物」の防火管理者になるには、「甲種防火管理講習」、「乙種防火対象物」の防火管理者になるには「甲種防火管理講習」又は「乙種防火管理講習」を受講しなければなりません。

また、収容人員が300人を超える建物の防火管理者は、一定期間ごとの再講習の受講が必要な場合があります。

【表1】防火管理者を選任しなければならない建物

建物用途	建物全体の収容人員	延べ面積	建物種別	必要資格
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など 不特定多数の人が出入りする用途(特定用途) 又は、特定用途を含む複合用途※	30人以上	300㎡以上	甲種防火対象物	甲種防火管理講習
		300㎡未満	乙種防火対象物	甲種又は 乙種防火管理講習
事務所・共同住宅・工場など、主に決まった人しか出入りしない用途(非特定用途) 又は、特定用途を含まない複合用途※	50人以上	500㎡以上	甲種防火対象物	甲種防火管理講習
		500㎡未満	乙種防火対象物	甲種又は 乙種防火管理講習

※複合用途……建物が2以上の異なる用途に使用されているもの

2. 防火管理者の仕事

防火管理者は、下記(表2)のような防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

【表2】防火管理者の仕事

1	消防計画の作成
2	消火、通報、避難訓練の実施
3	消防用設備等の点検・整備
4	火気の使用又は取り扱いに関する監督
5	避難又は防火管理上必要な構造(階段・通路等)及び設備(防火戸等)の維持管理
6	収容人員の管理
7	その他防火管理上必要な業務

3. 消防計画について

多くの人々が組織的に関わる防火管理業務を効率よく行うために、各自の任務分担や行動を明確に取り決めし、文書にしたものが消防計画です。消防計画には下記(表3)のような事項を定め、消防署長に届け出なければなりません。

【表3】消防計画に定める事項

1	自衛消防組織の編成	7	防災教育
2	火災予防上の自主検査	8	火災等の災害時の自衛消防活動
3	消防用設備等の点検・整備	9	消防機関との連絡
4	避難施設・防火上の構造の維持管理	10	改装など工事中の火気の使用等の監督
5	収容人員の適正化	11	地震対策
6	消防訓練の実施		

4. 消防訓練について

防火管理者は、作成した消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を定期に実施しなければなりません。特に、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院などの特定用途、又は特定用途を含む建物は、年2回以上の訓練実施が義務付けられており、実施の際は、事前に日時や訓練内容を消防機関へ通報しなければなりません。(表4参照)

【表4】消防訓練の回数と事前通報

建物用途	消防訓練の回数	事前の消防機関への通報
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など 不特定多数の人が出入りする用途(特定用途) 又は、特定用途を含む複合用途※	年2回以上	義務
事務所・共同住宅・工場など、主に決まった人しか出入りしない用途(非特定用途) 又は、特定用途を含まない複合用途※	年1回以上	任意

※複合用途……建物が2以上の異なる用途に使用されているもの

5. 消防用設備等の点検・報告について

建物の関係者は、設置された消火器等の消防用設備を定期的に点検し、その結果を消防署長に報告しなければなりません。点検には設備の外観や簡易な操作による機器点検と、設備の一部若しくは全部を作動させ、又は使用することにより、設備の総合的な機能を確認する総合点検があります。点検・報告の期間は下記(表5)のとおりです。

【表5】消防用設備等の点検・報告の期間

建物用途	点検の期間		消防署長への点検結果報告
	機器点検	総合点検	
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など 不特定多数の人が出入りする用途(特定用途) 又は、特定用途を含む複合用途※	6か月ごと	1年ごと	1年に1回
事務所・共同住宅・工場など、主に決まった人しか出入りしない用途(非特定用途) 又は、特定用途を含まない複合用途※	6か月ごと	1年ごと	3年に1回

6. 管理権原者が複数の場合

防火管理者を選任しなければならない建物に、複数のテナントが入っている場合など、管理権原者が複数の場合、その管理権原者(テナント)ごとに防火管理者を選任し消防計画を作成しなければなりません。その場合の必要資格は下記(表6-1・表6-2)のとおりです。

【表6-1】甲種防火対象物で管理権限者(テナント)が複数の場合の防火管理者の資格

管理部分(テナント)の用途	管理部分の収容人員	必要資格
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など 不特定多数の人が出入りする用途(特定用途) 又は、特定用途を含む複合用途※	30人以上	甲種防火管理講習
	30人未満	甲種又は乙種防火管理講習
事務所・共同住宅・工場など、主に決まった人しか出入りしない用途(非特定用途) 又は、特定用途を含まない複合用途※	50人以上	甲種防火管理講習
	50人未満	甲種又は乙種防火管理講習

※複合用途……建物が2以上の異なる用途に使用されているもの

【表6-2】乙種防火対象物で管理権限者(テナント)が複数の場合の防火管理者の資格

管理部分(テナント)の用途	管理部分の収容人員	必要資格
特定用途及び非特定用途	問わず	甲種又は乙種防火管理講習

7. 統括防火管理制度について

平成24年6月に消防法の一部を改正する法律が、平成24年10月に消防法施行令及び消防法施工規則の一部改正が公布されました。(平成26年4月1日施工)

この消防法令の改正により、高層建築物、地下街等で管理権原が分かれている防火対象物の管理権原者に、統括防火管理者を協議して定め、届け出ることを義務付け、統括防火管理者に、その防火対象物の全体について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、廊下、階段、避難口等の管理等を行わせることとなりました。

また、統括防火管理者は、防火対象物全体について防火管理上必要があると認めるときは、各防火管理者に対して必要に応じて指示をすることができることなどが定められました。対象となるのは、管理権原が複数に分かれています、下記(表7)に該当するたてものです。

【表7】統括防火管理者の届出が必要な建物

建物用途	建物全体の収容人員	建物の階数(地下を除く)
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院など 不特定多数の人が出入りする用途(特定用途) 又は、特定用途を含む複合用途※	30人以上	3階建て以上
特定用途を含まない複合用途※	50人以上	5階建て以上
高さ31メートルを超える高層建築物	全部	

※複合用途……建物が2以上の異なる用途に使用されているもの

※ただし、社会福祉施設等の用途を含む場合、収容人員が10人以上のもの

8. 統括防火管理者の仕事

統括防火管理者は、建物全体の防火管理体制を促進する必要があるため、各テナント等の防火管理者と連携・協力しながら業務・役割を行うこととなります。業務・役割については下記（表8）の内容です。

【表8】統括防火管理者の業務・役割

1	建物全体についての消防計画の作成・届出
2	建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
3	廊下や階段などの共用部分等の避難上必要な施設の管理

9. 防火管理者への必要な「指示権」の付与

統括防火管理者は各テナント等の対応に問題があって、建物全体の防火管理業務を適切に遂行することができない場合等に、各テナント等の防火管理者に対して、その権限の範囲において必要な措置を指示することができます。

10. 建物全体についての消防計画について

建物全体についての消防計画には下記（表9）のような事項を定め、消防署長に届け出なければなりません。

【表9】消防計画に定める事項

1	各テナントの等の権限の範囲	8	消防訓練の実施
2	防火管理者の権限と責務	9	防災教育
3	防火管理業務の委託範囲	10	火災等の災害時の自衛消防活動
4	自衛消防組織の編成	11	消防隊への情報提供と誘導
5	火災予防上の自主検査	12	改装など工事中の火気の使用等の監督
6	消防用設備等の点検・整備	13	地震対策
7	避難施設・防火上の構造の維持管理	14	その他防火管理上必要な事項